

Fujizack 通信



これは、ふじざくら支援学校から保護者の方に情報提供する不定期通信です。

【第1号】 令和2年7月3日 文責：校長

みなさん、心身ともに健康に過ごしていますか？

雨が続くと、なかなか気分も体調もすぐれませんね。このような時に、私は「トラヤ帽子店」が歌う「にじ」を口ずさみながら、空が晴れ渡るのを待ちます。



♪ 庭のシャベルが 一日ぬれて 雨が上がって くしゃみを一つ
雲が流れて 光が射して 見上げてみれば ラララ・・・
虹が 虹が 空にかかって 君の 君の 気分も晴れて
きっと明日は いい天気 きっと明日は いい天気 ♪

私の大好きな歌の一つです。ご存じなかったら、ぜひ一度聴いてみてください。心がほっこりします！

さて、今回は保護者の皆様に、【体罰】について新しい情報を提供します。新しいと言っても、3か月前の情報です。ご存じの方も多いことと思いますが、再確認してください。

学校において、教師が児童生徒に対して体罰を行うことは、決して許されません。このことは、【学校教育法】に明確に規定されています。しかし、私たちは法令にあるからではなく、「体罰を与えることで教育的効果が得られる」とは全く考えていないので、決して体罰をしないのです。

では、家庭においてはいかがでしょうか。自分の子どもへゲンコツなど、もしかしたら・・・？ しかし、これも決して行ってはいけません。一緒にお配りした厚生労働省のリーフレットをご覧ください。法律が新しくなり、今年の4月からは家庭における子どもへの体罰は法律で禁止されました。「しつけだから・・・」とか「言うことを聞かないから・・・」とか、理由は関係ありません。子どもへの体罰は、すべて禁止です。

- 何度も言葉で注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた。
- いたずらをしたので、長時間正座をさせた。
- 宿題をしなかったので夕食を与えなかった。

これらは
全て体罰です

体罰が、子どもたちの心身の発達に悪い影響を与えることは言うまでもありません。暴力で教えるのではなく、その子どもに合った支援や指導の方法を工夫していくことが重要になります。子どもへの関わり方や指示の仕方など、ぜひ担任にご相談ください。家庭と学校とで一緒に考えていきましょう。そして、より適切な指導や支援の方法を見つけましょう。繰り返しますが、子どもへの体罰は絶対にいけないのです！

なお、児童生徒が、①通学途中で誰かに暴力を振るわれたら警察に通告します。また、②教員による体罰があったら教育委員会に報告し厳正に対応します。同様に、③家庭内で暴力行為が確認されたら児童相談所に対応を求めることとなります。学校は子どもたちの安心・安全な生活の確保を最優先に考え、関係機関と連携して対応します。このことについては、何卒ご了解ください。



なぜ 体罰等はいけないの？

- 体罰等が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。
- これは科学的にも明らかになっています。

しつけと 体罰は どう違うの？

- しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、自律した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。
- そのためには、体罰ではなく、どうすればよいのかを言葉や見本を示すなど、本人が理解できる方法で伝える必要があります。

こんなことしていませんか

- 何度も言葉で注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- いたずらをしたので、長時間正座をさせた
- 宿題をしなかったので夕食を与えなかった

▶▶▶ 全て体罰です。

※道に飛び出しそうな子どもの手をつかむといった子どもを保護するための行為などは該当しません。

子育ては いろいろな 人の力と共に



- 子どもを育てる上では、支援を受けることも必要です。市区町村などが提供している子育て支援サービスを積極的に活用しましょう。
- 子育ての大変さを保護者だけで抱えるのではなく、少しでも困ったことがあれば、まずは、お住まいの市区町村の子育て相談窓口や保健センターなどへ相談しましょう。
- 子育て中の保護者に接するみなさんで、子育て中の保護者が孤立しないようにサポートしていきましょう。
- 保護者だけで抱え込まないように、声かけや支援を行い、市区町村や児童相談所なども連携して社会全体で支えていくことが必要です。

子どもが持っている権利

- 大人に対して叩く、殴る、暴言を吐くといったことは人権侵害になりますが、これは子どもも同じです。
- 子どもも人権の主体であり、全ての子どもには、健やかに成長・発達し、自立する権利が保障されています。
- 保護者は、子どもを心身ともに健やかに育成することに、一義的責任を負います。



詳しくは

「体罰等によらない子育てのために
～みんなで育児を支える社会に～」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/minnadekosodate.pdf>



ご相談は

まずはお住まいの市区町村の子育て相談窓口へ

虐待かもと
思ったら

児童相談所
虐待対応
ダイヤル
(通話料無料)

いち はや く
189

※一部のIP電話からは
つながりません。

虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。「児童相談所虐待対応ダイヤル「189」」にかけるとお近くの児童相談所につながります。通告・相談は、匿名で行うことができ、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

体罰等によらない 子育てを 広げよう！

2020年
4月から
法律が
変わります！



みんなで育児を支える社会に

子どもへの体罰は法律で禁止されます。
体罰等によらない子育てを推進するため、
子育て中の保護者に対する支援も含めて
社会全体で取り組んでいきましょう。

体罰等によらない子育てのための工夫のポイント

体罰等とはよくないと分かっているにもかかわらずいろいろな状況や理由によって、それが難しいと感じられることもあります。一方で、安心感や信頼感、温かな関係が心地よいのは、子どもも大人も同じです。子どもとの関わり方の一例を紹介します。

POINT 01

子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう

- 相手に自分の気持ちや考えを受け止めてもらえたという体験によって、子どもは、気持ちが落ち着いたり、大切にされていると感じたりします。
- 子どもに問いかけをしたり、相談をしながら、どうしたらよいかを一緒に考えましょう。



POINT 02

「言うことを聞かない」にもいろいろあります

- 保護者の気をひきたい、子どもなりに考えがある、言われていることを子どもが理解できていない、体調が悪いなど、さまざまです。
- 「イヤだ」というのは、子どもの気持ちです。こうした感情を持つこと自体はいけないことではありません。重要なことでない場合、今はそれ以上やり合わない・・・というのも一つです。



POINT 03

子どもの成長・発達によっても異なることがあります

- 子どもの年齢や成長・発達の状況によって、できることとできないことがあります。また、大人に言われていることが理解できないこともあります。
- 子ども自身が困難を抱えているときは、それに応じたケアを考え対応しましょう。



POINT 04

子どもの状況に応じて、身の周りの環境を整えてみましょう



- 乳幼児の場合は、危ないものに触れないようにするなど、叱らないでよい環境づくりを心がけましょう。
- 子どもが困った行動をする場合、子ども自身も困っていることがあります。子どもが自分のできるような環境づくりを工夫してみましょう。



保護者自身のポイント

- 否定的な感情が生じたときは、それは子どものどんな言動が原因なのか、自分自身の体調の悪さや忙しさ、孤独感など、自分自身のことが関係しているのかを振り返ってみましょう。

POINT 05

注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけてみましょう

- 子どもはすぐに気持ちを切り替えるのが難しいこともあります。時間的に可能なら待つことも一案です。難しければ、場面を切り替えるなど、注意の方向を変えてみるのもよいでしょう。
- 子どもが好きなことや楽しく取り組めることなど、子どものやる気が増す方法を意識してみましょう。



POINT 06

肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に



- 子どもに伝えるときは、「ここでは歩いてね」など、肯定文で何をすべきかを具体的に、また、穏やかに、近づいて、落ち着いた声で伝えると、子どもに伝わりやすくなります。

- 「一緒におもちゃを片付けよう」と共に行ったり、やり方を示したり教えたりするのもいいでしょう。

POINT 07

良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

- 子どもの良い態度や行動を褒めることは、子どもにとって嬉しいだけでなく、自己肯定感を育むことにもなります。
- 結果だけではなく、頑張りを認めることや、今できていることに注目して褒めることも大切です。



- 深呼吸して気持ちを落ち着けたり、ゆっくり5秒数えたり、窓を開けて風にあたって気分転換するなど、少しでもストレスの解消につながりそうな自分なりの工夫を見つけましょう。